みえ木材利用方針に基づく 実施状況報告書(案)

(令和3年度版)

令和4年9月

三重県

目次

1	1 概要	
2	2 建築物における木材利用の推進に向けた措	置の実施状況
((1) 県が整備する公共建築物における目標の	達成状21
((2) 県が整備する公共建築物における木材	川の推進2
((3)建築物における木材利用の推進	5
3	3 木材利用の推進に向けた措置の実施状況	
((1) 建築物以外の分野における木材利用	6
((2) 研究及びその成果、技術等の普及	8
((3)人材の育成及び確保	8
((4) 県産材の魅力の向上の促進及び国内外へ	の
((5)森林教育、木材利用の推進に係る普及語	豨g
((6)木材の適切かつ安定的な供給の確保	12
((7) 関係主体との協議の場の整備	13
((8) その他木材利用の推進	13
参老	参考資料	
1	1 三重の木づかい条例	
2	2 みえ木材利用方針	23

1 概要

県民一人一人が木材利用の意義を認識し、人生を豊かなものにしていくため、県、市町が整備する公共建築物における木材利用とともに、県民及び事業者参加のもと、日常生活や事業活動においても積極的に木材利用に取り組み、さまざまな形で暮らしの中に木を取り入れることを推進する「三重の木づかい条例」が、令和3年4月1日に施行されました。

本条例には、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために木材利用方針を定めることが規定されており、公共建築物の木材利用を推進するために平成22年に策定した「みえ公共建築物等木材利用方針」に、本条例に定められた項目を追加し、新たに「みえ木材利用方針」として策定しました(令和4年10月1日施行)。

本方針において、県が整備する公共建築物における木材利用の目標の達成 状況と達成に向けた取組の内容、その他方針に基づく建築物等における木材 利用の推進に向けた措置の実施状況を取りまとめて公表することとしてお り、令和3年度の目標の達成状況等について取りまとめました。

2 建築物における木材利用の推進に向けた措置の実施状況

(1) 県が整備する公共建築物における目標の達成状況

県が整備する公共建築物における木材利用の目標の達成状況については、 表1のとおり目標を達成しました。

施設が必要とする機能等の観点から木造化が困難な施設を除き、すべて木造化が図られました。また、木質化についても、木質化が困難な施設を除き、すべて木質化が図られました。

低層の木造化施設率及び木質化施設率算定の対象となる、県が整備した公 共建築物の一覧については表2のとおりです。

表 1 県が整備する公共建築物における木材利用の目標の達成状況

百口	対象	木造化・	木造化·木質化率		旧产++11四阜
項目	件数	木質化件数	目標	結果	県産材利用量
低層の木造化施設率	8	8	100%	100%	93.8 m³
木質化施設率	20	20	100%	100%	23.1 m³
合 計	28	28			116.9 m³

注)木質化対象件数は木造で整備した施設は除く

表2 木造・木質化を図った公共建築物一覧

項目	部局名	施設名	県産材使用量
	県土整備部	鳥羽阿児線 面白公園公衆トイレ	17.2 m³
		桑名警察署 久米警察官駐在所	10.0 m³
低	警察本部	いなべ警察署 十社警察官駐在所	9.1 m³
低層の		津南警察署 川口警察官駐在所	12.5 m³
木		松阪警察署 天白警察官駐在所	6.7 m³
の木造化施設		伊勢警察署 田丸警察官駐在所	11.1 m³
設		伊勢警察署 村松警察官駐在所	11.5 m³
		紀宝警察署 紀和警察官駐在所	15.7 m³
	計		93.8 m³
	県土整備部	県営住宅白塚団地	0.7 m³
	農林水産部	三重県民の森 みえ森林教育ステーション	12.3 m³
		桑名高等学校B館	0.2 m³
		飯野高等学校管理普通教室棟	0.2 m³
	教育委員会	桑名工業高等学校普通教室棟	0.9 m³
		稲生高等学校管理棟	0.7 m³
		久居高等学校管理普通教室棟	0.5 m³
		松阪高等学校普通教室棟	0.2 m³
		松阪商業高等学校管理普通教室棟	1.6 m³
木		伊勢高等学校普通教室棟	0.1 m³
木質化施設		尾鷲高等学校2号館	0.3 m ³
施設		みえ夢学園高等学校管理普通教室棟	0.6 m ³
		桑名北高等学校管理普通教室棟	0.4 m³
		四日市高等学校普通教室棟	1.0 m ³
		四日市農芸高等学校管理普通教室棟	0.9 m³
		四日市四郷高等学校管理普通教室棟	0.5 m³
		川越高等学校普通教室棟	0.4 m³
		津東高等学校特別教室棟	0.3 m ³
		津商業高等学校普通教室棟	0.4 m³
		明野高等学校普通教室棟	0.9 m ³
	計		23.1 m³



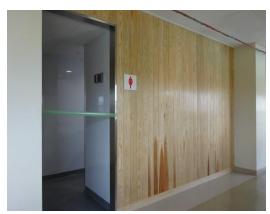
鳥羽阿児線 面白公園公衆トイレ (県土整備部)



県営住宅白塚団地 (県土整備部)



桑名北高校(トイレ改修) (教育委員会)



四日市高校(トイレ改修) (教育委員会)



桑名警察署久米警察官駐在所 (警察本部)



津南警察署川口警察官駐在所 (警察本部)

(2) 県が整備する公共建築物における木材利用の推進

県の部局等の枠を超えて、効果的に木材利用に取り組むための推進体制として「三重県県産材利用推進本部」(表3)を位置付け、県が整備する公共建築物の実績及び計画について検証を行いました。

また、公共建築物の木造・木質化に必要な知識を習得するための研修会を 開催し、県の営繕担当及び木材利用担当職員のスキルアップを図りました。

表 3 三重県県産材利用推進本部

	1 45 0 54	₩市へ		
本部会議		幹事会		
本部長	副知事(農林水産部担任)	幹事長	農林水産部次長(森林・林業担当)	
副本部長	農林水産部長	副幹事長	農林水産部 森林・林業経営課長	
	防災対策部長		防災対策部 防災対策総務課長	
	戦略企画部長		戦略企画部 戦略企画総務課長	
本部員	総務部長	幹 事	総務部 管財課長	
	医療保健部長		医療保健部 医療保健総務課長	
	医療保健部理事		子ども・福祉部 子ども・福祉総務課長	
	子ども・福祉部長		環境生活部 環境生活総務課長	
	環境生活部長		地域連携部 地域連携総務課長	
	廃棄物対策局長		農林水産部 農林水産総務課長	
	地域連携部長		雇用経済部 雇用経済総務課長	
	スポーツ推進局長		県土整備部 県土整備総務課長	
	南部地域活性化局長		県土整備部 技術管理課長	
	雇用経済部長		デジタル社会推進局デジタル戦略企画課長	
	観光局長		出納局 会計支援課長	
	県土整備部長		企業庁 企業総務課長	
	県土整備部理事		病院事業庁 県立病院課長	
	デジタル社会推進局長		教育委員会事務局 教育総務課長	
	会計管理者県出納局長		警察本部警務部 会計課施設室長	
	企業庁長			
	病院事業庁長			
	教育長			
	警察本部長			

(3) 建築物における木材利用の推進

中大規模建築物や非住宅建築物における木造・木質化の相談や提案ができる建築士を育成するため、県内の一級建築士を対象に、中大規模建築物の木造設計に必要な知識や技術を習得するための「三重県中大規模木造建築設計セミナー」を開催し、6名が本講座を修了しました。あわせて行政職員を対象に、公共建築物の木造・木質化に関する基礎的な知識を習得することを目的とした研修会を開催し、県内市町職員(10市町)のスキルアップを図りました。

また、建築物の木造・木質化に関する相談窓口を設置するとともに、公共施設等において普及可能な木質化モデルを提示するため、県有施設の中でも展示効果の高い箇所の木質化を実施することとし、県庁玄関前の軒柱の木質化を行いました。さらに、県内の木造・木質化された公共建築物の優良事例を集めた事例集を作成するとともに、県内各市町や関係施設に配布し、木造・木質化の啓発を図りました。

住宅における木材利用の推進については、インターネットを活用して住宅に関する情報を収集する消費者のニーズに対応できるよう、県産材を利用する中小工務店の情報が閲覧できるオンライン住宅展示場を整備するとともに、工務店等と連携して、消費者に対して県産材を使用する意義等をPRするイベントを7回行いました。





三重県中大規模木造建築設計セミナー



県庁玄関前軒柱の木質化



オンライン住宅展示場 (三重県木材組合連合会 H P)

3 木材利用の推進に向けた措置の実施状況

(1) 建築物以外の分野における木材利用

県は、公共土木施設等において率先して県産材の利用に努めることとし、 県土整備部においては「公共土木施設の県産木材利用5か年計画」を策定 し、県産材の利用を重点的に推進する工種について、原則県産材を使用する こととしました。

また、農林水産部においても「三重県農林水産部公共土木施設等における木材利用推進指針」を策定し、木材利用を積極的に推進する工種や重点的に推進する場所を定めるとともに、研修会等を通じて木材利用事例等の普及啓発に努め、県産材利用を推進しました。

令和3年度の公共土木施設における木材利用量は、853㎡でした。

【公共土木施設における木材使用事例】



柵工・カーブ



治山ダムエ (校倉式)







仮設防護柵工

県は、調達する物品において率先して県産材の利用に努めることとし、備品や消耗品について県産木製品を導入しました(表4)。

表 4 物品調達における取組

部局名	取組実績	
戦略企画部	県産材バインダーの購入	
地域連携部	「三重県リニア推進本部」の看板	
地域建筑部	に尾鷲ヒノキを使用	
県土整備部	県産材プランターの購入	
農林水産部	県産材飛沫防止パネル、県産材 賞状、県産材ノベルティ(コース ター、鉛筆)、県産材名札、部 長室執務机天板購入	



執務机天板



「三重県リニア推進本部」看板



県産材バインダー

(2) 研究及びその成果、技術等の普及

林業研究所では、木材乾燥機を用いた柱材の乾燥期間短縮や乾燥コストの 低減、材色劣化や表面割れの少ない乾燥方法について取り組んでいます。

令和3年度は、スギやヒノキの柱材の生産において、粗挽きの段階で切り しろを大きく取ることにより、人工乾燥による材色劣化や表面割れなどの欠 点を、仕上げの段階で除去することが可能か検討するため、通常より大断面 となる押角材を用いた乾燥試験を行い、一定の成果を得ました。なお、その 結果について林業研究所のホームページに公開しました。

(3) 人材の育成及び確保

中山間地域の振興の視点を持った林業人材の育成を図るみえ森林・林業アカデミーのディレクターコースにおいて、1年目の受講生7名が森林・林業・木材産業の先進事例をはじめ、経営や安全、環境、地域経済の活性化等の幅広い分野について学びました。一方、2年目を迎えた受講生7名は、地域の課題解決や商品開発、新たなビジネス創出の仕組みづくり等のプロジェクトの企画に取り組みました。

(4) 県産材の魅力の向上の促進及び国内外への販路拡大

首都圏等において付加価値の高い県産材の販路拡大を図るため、首都圏の 自治体や民間団体から情報収集を行うとともに、木材関係団体と連携して、 建築・建材関係の展示会に出展し、県産材のPRを行いました(表5)。

海外への販路拡大については、新型コロナウイルス感染症の影響により海 外渡航が困難なため、オンラインによる商談に取り組みました。

また、公共施設等に活用可能な耐朽性能等を有する県産材を使用した新製品の開発については、2製品に対して支援を行いました。

表5 PR活動実績

開催日	内容
R3.10.7~10	ウッドワンダーランド 2021 において、県産材の展示ブース設置
K3.10.7**10	(開催場所:ポートメッセなごや)
R3.11.17~19	ジャパンホームショー2021 において、県産材の展示ブース設置
K3.11.1/~19	(開催場所:東京ビッグサイト)
R4.1.18~2.15	WOOD コレクション 2022 において、県産材のオンライン展示ブース設置



ジャパンホームショー(東京ビッグサイト)



新製品開発支援 (液体ガラスを使用した木塀)

(5) 森林教育、木材利用の推進に係る普及啓発

県民の皆さんが、森林や木、木材の魅力に触れることができ、森林教育に 気軽にアクセスできる施設を「みえ森林教育ステーション」として認定する 制度を開始し、津市、名張市、南伊勢町、熊野市、御浜町の子育て支援セン ターなど6施設を認定しました。また、県の施設では、三重県民の森の自然 学習展示館を改修し、三重県産のスギ・ヒノキを使用した木質空間・木製複 合遊具を整備しました。

森林教育における人材育成については、津市白山町の林業研究所内に設置 したみえ森づくりサポートセンターにおいて、森林教育の指導者を育成する ための講座を11回開催しました。



三重県民の森「森林教育ステーション」

県庁内各部局において、関係する市町、団体、事業者及び県民の皆さんに 対して、木材利用にかかる情報提供や普及啓発を行いました(表6)。

表6 普及啓発における取組

部局名	取組実績	
防災対策部	「三重の木づかい条例」ポスターの掲示	
総務部	県民ホールにおいて木製掲示板設置を許可	
医療保健部	令和3年度整備の養護老人ホームの内装材や備品の選定において、木材の 積極利用を働きかけ	
子ども・福祉部	市町の認定こども園及び保育所にかかる施設整備補助の際に「みえ木材利用方針に基づく木材利用の促進が図られた施設であるか」を施設計画の具体性の評価項目に位置付け	
県土整備部	営繕市町担当課長会議及び担当者会議で木材利用に関する情報提供を 実施	
病院事業庁	「三重の木づかい条例」ポスターの掲示	
教育委員会	市町教育委員会に対し、文部科学省主催の「木材を活用した学校施設づく り講習会」の受講を案内	
農林水産部	「三重の木づかい条例」ポスターの掲示 テレビ、ラジオ、新聞、イベント等で木づかいの取組を P R 県内の建築士、行政職員、高校生を対象に木材利用に関する講座を開催 展示効果の高い県有施設の木質化	



木製掲示板設置 (ウッドピア松阪開設 20 周年記念寄贈品)



高校生対象の木材利用推進講座 (林業研究所において壁体の耐力試験実施)

県産材を積極的かつ計画的に使用し、県民の目に触れやすい形で PR することを宣言した事業者を「木づかい宣言」事業者として登録し、民間事業者の自発的な木づかいの取組を推進しました。

登録事業者の「木づかい宣言」における取組を県のホームページやイベント等で紹介するとともに、県の木づかいに関する情報提供を行い、県と民間事業者が連携して木づかいの取組を発信することで、三重県全体への木づかいの気運を高めました。引き続き、民間における木材利用の目標(表7)の達成に向けて取り組みます。

なお、令和3年度の登録事業者は7事業者で、全体では30事業者となりました(表8)。

表7 民間における木材利用の目標

項目	目 標	定義
新たに木づかいに取り組む 民間事業者等の数	80 者 (2028 年度目標)	新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数とは、三重県「木づかい宣言」事業者 登録制度に基づく登録を行う事業者の数 をいう。

【三重県「木づかい宣言」登録事業者の取組事例】



ショールーム棟の外壁に県産材を使用 (トヨタカローラ三重株式会社)



工場の軒天に県産材を使用 (清水清三郎商店)

表8 三重県「木づかい宣言」登録事業者一覧

番号	事業者名	番号	事業者名
1	ネッツトヨタ三重株式会社	16	松坂城 月見やぐら
2	磯部わたかの温泉 風待ちの湯 福寿荘	17	KANPAI ISESHIMA
3	有限会社大村建設	18	三重トヨペット株式会社
4	株式会社ブルック	19	株式会社ライフ・テクノサービス
5	新緑茶房 名古屋店	20	株式会社コメダ
6	参代 きく水	21	株式会社宮忠
7	鳥羽国際ホテル	22	ミニストップ 松阪松ヶ崎駅前店
8	NEMU RESORT	23	株式会社近鉄・都ホテルズ 志摩観光ホテル
9	井村屋株式会社	24	お菓子のじかん RUCIEN
10	志摩クリエイターズオフィス 志摩の小庭 野+	25	味の素株式会社 東海事業所
11	三重テレビ放送株式会社	26	ヴィソンホテルマネジメント株式会社
12	マエダ社労士事務所	27	株式会社カーゾック kiond
13	株式会社モビリティランド 鈴鹿サーキット	28	トヨタカローラ三重株式会社
14	まるてん有限会社 かつおの天ぱく	29	清水清三郎商店株式会社
15	一般社団法人 志摩市観光協会	30	新割烹 柚子

(6) 木材の適切かつ安定的な供給の確保

木材を安定的に供給するため、森林施業の集約化を促進するとともに、搬出間伐や一貫作業システム等の低コスト造林による主伐の促進や、森林作業道等の基盤整備に対して支援を行いました。

また、林業・木材産業のスマート化の実現に向けて、松阪市、大紀町、南伊勢町、紀北町において、約638k㎡の航空レーザー測量を実施したほか、低消費電力かつ長距離通信技術であるLPWAN通信環境を構築したモデル地区を2地区設定し、当該地区において労働安全性や生産性の向上に向けたスマート技術の導入に取り組む2事業者を支援しました。

(7) 関係主体との協議の場の整備

関係主体が相互に連携し、協力することができるよう協議の場として、森林・林業・木材産業関係団体、建築関係団体、森林教育関係団体、消費者関係団体等で組織する「三重県木材利用推進連絡会」(表9)を設置し、建築物や事業活動、日常生活における木材利用の推進に向けた意見交換を行いました。

表 9 三重県木材利用推進連絡会

構成員

- 三重県建築士会
- 三重県建築士事務所協会
- 三重県建設業協会
- 三重県木材協同組合連合会
- 三重県森林組合連合会
- 三重県生活協同組合連合会
- みえ木造塾
- 三重大学大学院生物資源学研究科
- みえ森づくりサポートセンター
- 三重県県土整備部 営繕課
- 三重県農林水産部 森林・林業経営課

(8) その他木材利用の推進

公共建築物を発注する際のモデルとするため、みえ森林・林業アカデミー 棟の整備について、材工分離で発注を行いました。

また、調達する部材の一部に、環境、社会、経済の便益に適い、適切に管理されている森林から伐採されたFSC認証材を使用し、SDGsの達成に貢献する施設としました。

今後は、この事例を検証するとともに、木材調達に配慮した工程計画や発 注方法等について普及していきます。

三重の木づかい条例

令和3年3月23日 三重県条例第25号 改正 令和3年11月5日 三重県条例第43号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 木材利用方針(第十二条)

第三章 基本的施策 (第十三条—第十六条)

第四章 施策の推進(第十七条・第十八条)

附則

三重県は県土の約三分の二を森林が占め、優良な木材の産地として発展してきており、 県民は古くからその潤沢な森林資源の恵みを受けて、暮らしの中に息づく豊かな木の文 化を育んできた。

人に優しく、また、再生可能で二酸化炭素を貯蔵する機能を有するなど環境への負荷が少ない資源である県産材をはじめとする木材(これを使用した木製品を含む。以下単に「木材」という。)を利用することは、県土及び海洋を含めた自然環境の保全、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の持続的な発揮につながるとともに、林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化にも資するものであり、とりわけ県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与するものである。

しかしながら、高度経済成長期以降、人々の生活様式の変化等により、住宅をはじめとする様々な分野で木材に代わり他の素材等が使用され、木材利用は減少傾向にあり、また、長期にわたって木材価格が低迷するなど、木材利用を取り巻く状況は深刻である。

一方で、近年、木材利用に係る技術の開発及び木材の新用途への活用が進むとともに、 木材が心身にもたらす好ましい効果についての研究成果が明らかにされてきており、また、平成三十年の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の改正により木造建築物等に係る制限の合理化が図られるなど、木材利用の推進に向けた気運の高まりもみられる。

このような中、我々は、木材利用の意義を改めて認識し、県民一人一人の人生を豊かなものにするためにも、県、市町等が整備する公共建築物等における木材利用とともに、日常生活及び事業活動における住宅、社屋等への木材利用に積極的に取り組み、様々な形で暮らしの中に木を取り入れることで、三重県において木の文化を継承し、発展させていかなければならない。

ここに、我々は、三重の森林づくり条例(平成十七年三重県条例第八十三号)と相まって、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、林業及び木材産業の健全な発展により地域経済を活性化させ、そして県民が健康で快適かつ豊かな暮らしを営

むことができるようにするため、県を挙げて木材利用の推進を図り、その中でも県産材を最も優先して利用する「三重の木づかい」を進める社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、木材利用の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、木材利用の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民及び事業者の参加の下、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資するとともに、県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 県産材 三重の森林づくり条例第二条第三号に規定する県産材(これを使用した 木製品を含む。)をいう。
 - 二 木材利用 建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部(第十三条第一項において単に「主要構造部」という。)その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、 製品の原材料等として木材を使用することをいう。
 - 三 森林の有する多面的機能 森林の有する県土の保全、水源の涵養、自然環境の保 全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。
 - 四 公共建築物 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用 の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第二条第二項に規定する公共 建築物をいう。
 - 五 森林所有者等 三重の森林づくり条例第二条第一号に規定する森林所有者等をい う。
 - 六 林業事業者 森林施業(造林、伐採その他の森林における施業をいう。)を行う者 をいう。
 - 七 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
 - 八 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
 - 九 教育関係者等 教育及び保育(以下この号及び第九条において「教育等」という。) に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体をいう。

(基本理念)

- 第三条 木材利用の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - 一 県産材の利用の拡大が三重の森林を守り、又は育てることに資することに鑑み、 三重の森林づくり条例と相まって、県産材の利用を最も優先して推進するとともに、 森林資源の循環利用を図ることにより、本県の豊かな森林資源が次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう行われること。
 - 二 木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量を抑制するよう消費地からできる限り近接 した地域にある森林から生産された木材の優先的な利用に努めること等により、環 境への負荷の低減に寄与するよう行われること。
 - 三 林業及び木材産業の健全な発展が地域経済の活性化につながることに鑑み、木材 の経済的価値の向上が図られるよう行われること。
 - 四 木材利用を積極的に行うことが県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現につながることに鑑み、そのような暮らしの実現に資するよう木材の優れた特性を生かすとともに、県民及び事業者の意識の高揚及び自発的な取組を推進するよう行われること。
 - 五 県、国、市町、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、 教育関係者等並びに県民及び事業者が相互に連携し、及び協力して効果的に行われ ること。

(県の責務)

- 第四条 県は、基本理念にのっとり、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的 に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、森林所有者等、林業事業者、木材 産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等並びに県民及び事業者との協働に努める とともに、国との緊密な連携を図るものとする。

(森林所有者等の責務)

第五条 森林所有者等は、基本理念にのっとり、多様な需要に応じた良質な県産材の供給に資するようその森林の適切な整備及び保全に積極的に努めるとともに、県が実施する木材利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の青務)

第六条 林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の適切な整備及び保全、多様な需要 に応じた良質な県産材の供給並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施 する木材利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の責務)

第七条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、多様な需要に応じた木材の有効利用、 安定的な供給及び品質確保の推進並びに新用途の開発、その供給する木材に関する正 確かつ適切な情報の提供、加工技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する木材利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建築関係事業者の責務)

第八条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、木材に係る知識の習得、木材の活用 及び普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めると ともに、県が実施する木材利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者等の責務)

第九条 教育関係者等は、基本理念にのっとり、森林環境教育及び木育(以下「森林教育」と総称する。)の推進、そのための人材の育成並びに他の森林教育の推進に関する活動を行う者との連携に努めるとともに、その関係する教育等に係る施設において木材利用に積極的に努めるものとする。

(県民及び事業者の責務)

第十条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、木材利用の意義について理解を深め、 その日常生活及び事業活動を通じて木材利用に積極的に努めるとともに、県が実施す る木材利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県と市町との協働)

- 第十一条 県は、市町が木材利用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第五条に規定する責務を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、木材利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するとともに、その整備する公共建築物等において木材利用に積極的に努めることを求めるものとする。
- 2 県は、市町が実施する木材利用の推進に関する施策の策定及び実施を支援するため、 情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二章 木材利用方針

第十二条 知事は、木材利用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 木材利用方針を定めるものとする。この場合において、木材利用方針は、脱炭素社会 の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第十一条 第一項に規定する県の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針として 定めるものとする。

- 2 前項の木材利用方針(以下単に「木材利用方針」という。)においては、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第十一条 第二項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 木材利用の推進に関する目標(県が整備する公共建築物における木材利用の目標 を除く。)
 - 二 木材利用の推進を図るために必要な施策に関する基本的事項
 - 三 森林教育、木材利用の推進に係る普及啓発等に関する基本的事項
 - 四 その他木材利用の推進に関し必要な事項
- 3 木材利用方針を定めるに当たっては、県産材の利用を最も優先して推進することを 基本とするものとする。
- 4 木材利用方針において定める脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第十一条第二項第二号の目標については、定量的に 定めるよう努めなければならない。
- 5 知事は、木材利用方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、毎年一回、木材利用方針に基づく施策の実施状況について議会に報告する とともに、これを公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(県の率先利用)

- 第十三条 県は、その整備する公共建築物において、木材利用方針で定めるところにより、原則として県産材を使用し、木造化(建築物の新築、増築又は改築に当たり、主要構造部の全部又は一部に木材を使用することをいう。)又は木質化(建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分又は外壁等の屋外に面する部分に木材を使用することをいう。)を行うものとする。
- 2 県は、その整備する公共土木施設その他工作物及び調達する物品において、自ら率 先して県産材の利用に努めなければならない。

(木材利用の推進)

- 第十四条 県は、木材利用の推進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講 ずるよう努めなければならない。
 - 一 県以外の者が整備する公共建築物における木材利用の推進に関すること。
 - 二 公共建築物以外の建築物における木材利用の推進に関すること。
 - 三 建築物以外の分野における木材利用の推進に関すること。
 - 四 木材利用の推進に関する研究及びその成果、技術等の普及に関すること。
 - 五 木材利用の推進に寄与する森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び教育関係者等の人材の育成及び確保に関すること。

六 県産材の魅力の向上の促進及び県産材の国内外への販路拡大に関すること。

(森林教育、普及啓発等)

第十五条 県は、森林教育、普及啓発等の積極的な実施を通じて、木材利用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、木材利用の推進に向けた県民及び事業者の気運の醸成に努めなければならない。

(顕彰)

第十六条 県は、木材利用の推進に関し特に優れた取組を行った者の顕彰に努めなければならない。

第四章 施策の推進

(体制の整備)

- 第十七条 県は、木材利用の推進に関する取組の円滑かつ効果的な実施を図るため、国、 市町、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等 並びに県民及び事業者との協議の場を設けるなど、県及びこれらの者が相互に連携し、 及び協力することができる体制の整備に努めなければならない。
- 2 県は、木材利用の推進に関する施策を県の部局等の枠を超えて総合的かつ計画的に 推進するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(財政上の措置)

第十八条 県は、木材利用の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を 講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十二条の規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間に おける第十三条第一項の規定の適用については、同項中「木材利用方針」とあるのは、 「公共建築物等木材利用促進法第八条第一項の規定に基づく県の区域内の公共建築物 における木材の利用の促進に関する方針」とする。

附 則(令和3年11月5日 三重県条例第43号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の三重の木づかい条例第十二条第

一項の規定により定められている木材利用方針は、この条例による改正後の三重の木 づかい条例第十二条第一項の規定により定められた木材利用方針とみなす。

みえ木材利用方針

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第11条第1項及び三重の木づかい条例(令和3年三重県条例第25号。以下「条例」という。)第12条第1項の規定に基づき、木材利用の推進のための施策に関する基本的事項、建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項、森林教育、木材利用の推進に係る普及啓発に関する基本的事項、木材利用の推進に関する目標等を定めるとともに、木材利用の推進に係る体制の整備に関し必要な事項等を定める。

第1 趣旨

県産材をはじめとする木材(これを使用した木製品を含む。以下単に「木材」という。)を私たちの暮らしや経済活動に積極的に取り入れていくことは、健康で快適な暮らしの実現に寄与するだけでなく、再生可能で二酸化炭素を貯蔵する機能を有するなど脱炭素社会の実現に通じ、将来にわたって私たちの生活や、私たちが住む三重県を豊かにしていくことに貢献するものである。

このような中、県民一人一人が、木材利用の意義を認識し、人生を豊かなものにしていくため、県、市町等が整備する公共建築物等における木材利用を推進するとともに、県民及び事業者の参加のもと、日常生活及び事業活動等における住宅、社屋等への木材利用や、様々な形で暮らしの中に木を取り入れていくことができるよう、必要な措置を講じるための指針として、この方針を作成するものである。

なお、木を使うことは、健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与するとともに、森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業・木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資することが期待されることから、当方針に基づく取組は、三重の森林づくり基本計画と一体的に推進するともに、県産材を最も優先して利用するものとする。

第2 建築物における木材利用の推進を図るために必要な施策に関する基本的事項

1 地方公共団体が整備する公共建築物における木材利用の推進のための施策に関する事 項

(1) 地方公共団体が整備する公共建築物

県内に整備される法第2条第2項第1号に掲げる建築物であり、具体的には、広く 県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅 等の建築物のほか、地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、 公務員宿舎等をいう。

(2) 積極的に木造化を推進する公共建築物

計画時点において、木造化が困難であるものを除き、(1)の公共建築物において、 積極的に木造化を推進するものとする。

(3)公共建築物における木材利用の推進のための施策の具体的方向

県は、その整備する公共建築物のうち、(2)の積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。

なお、純木造とすることが困難な場合であっても、木造と非木造の混構造とすることにより耐火性能や構造強度が確保される場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとする。

また、木造・非木造にかかわらず、玄関、受付、ロビー、教室、廊下等、直接又は報道機関等を通じて間接的に県民の目に触れる機会が多い場所について、原則として木質化を図るものとする。

さらに、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLT、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。

また、県は、市町が整備する公共建築物における木材利用の推進が図られるよう、建築物における木材の活用事例や木材供給に関する情報等の提供、技術的な助言、その他必要な措置を講じるものとする。

2 民間の建築物における木材利用の推進のための施策に関する事項

(1) 民間が整備する建築物

① 民間が整備する公共建築物

法第2条第2項第2号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる 国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施 される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高 いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院・診 療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)、公共交 通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設される商業施設を除く。)等の建築物を いう。

② ①以外の建築物

事業者の社屋、店舗や工場・倉庫、個人住宅等の建築物をいう。

(2) 積極的に木造化を推進する民間の建築物

民間の建築物の整備においては、(1)①の公共建築物について、計画時点において 木造化が困難であるものを除き、積極的に木造化に努めるものとする。

(3) 民間の建築物における木材利用の推進のための施策の具体的方向

県は、民間の建築物における木材利用の推進が図られるよう、木造建築物等の設計及び施工、木材調達に関する知識を有する人材の育成を進めるとともに、建築物における木材の活用事例や木材供給に関する情報等の提供、展示効果の高い県施設の木質化、建築物木材利用促進協定制度の周知及び活用、その他必要な措置を講じるものとする。

第3 木材利用の推進を図るために必要な施策に関する基本的事項

1 建築物以外の分野における木材利用の推進に関する事項

県は、木材を利用することが可能な防護柵及び工事用仮設物等の公共土木施設等について、木材を積極的に利用するとともに、公務等において使用される机、椅子、書棚等の備品及び文具類等の消耗品については、原材料に木材を使用しているものの利用を図るものとする。

また、木質バイオマスのエネルギー利用を図るとともに、木質バイオマスを燃料とする 暖房器具やボイラーの導入については、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建 築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その推進を図るものとする。

さらに、木を使うことは、健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与することから、 県民の日常生活及び事業活動等において、家具や日用品、玩具等、幅広い分野で木材利 用が推進されるよう、木材利用の意義や使途等について、普及啓発に取り組むものとす る。

2 研究及びその成果、技術等の普及に関する事項

県は、県内の林業事業者や木材産業事業者、建築関係事業者等からの要請に応じ、スギ・ヒノキの中・大径材の有効活用や付加価値を高めるための研究に取り組むとともに、その成果及び技術の普及に努めるものとする。また、木材産業事業者その他の木材の生産に携わる者が行う技術開発等を支援するものとする。

3 人材の育成及び確保に関する事項

県民の日常生活及び事業活動等において木材利用が推進されるよう、県は、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び教育関係者等の人材の育成及び確保に努めるものとする。

4 県産材の魅力の向上の促進及び国内外への販路拡大に関する事項

県は、県産材の魅力の向上を図るため、ブランド化の促進や生活の場での木材の優れた特性を生かした利用方法等の普及、新たな商品開発等を促進するとともに、新たな木材需要が見込まれる首都圏等県外の木材消費地や海外に向けて、木材産業事業者等と連携し、県産材のPR及び販路拡大に努めるものとする。

第4 森林教育、木材利用の推進に係る普及啓発等に関する基本的事項

県は、森林教育及び木材利用の推進に係る普及啓発等の積極的な実施を通じて、木材の持つ魅力や、「木を使う」ことの意義など木材利用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、木材利用の推進に向けた県民及び事業者の気運の醸成に努めるものとする。

1 森林教育に関する事項

県は、木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりに向け、森林教育を受ける機会の増大や場の整備、保育や教育の場での森林教育活動の一層の展開、森林

教育対象を大人や企業に拡充するとともに、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築や森林教育を実践できる指導者の養成等に努めるものとする。

2 普及啓発等に関する事項

県は、多くの県民が木材に触れ、親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができ、県内全域で自発的な取組が広がるよう、各種イベントでの普及、模範的な木材利用事業者の顕彰等の活動を通じて、県民の日常生活及び事業活動等における木材利用の普及啓発に取り組むものとする。

第5 木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

森林所有者や林業事業者、木材産業事業者その他の木材の供給に携わる者は連携して、森林の適切な整備及び保全、木材製品の品質確保の推進並びに新用途の開発、技術の継承及び一層の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、県産材の利用の動向やニーズに応じた流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に努めるものとする。

第6 その他木材利用の推進に関し必要な事項

1 県の木材の調達に関する事項

県は、その整備する公共建築物における木造化・木質化の実施に当たっては、原則として県産材を使用するものとし、県産材のJAS製材品及び「三重の木」認証材を優先して使用する。併せて、その整備する公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む。)のうち、みえ・グリーン購入基本方針に規定する基本調達品目に該当するものについては、原則としてみえ・グリーン購入基本方針に基づく判断基準を満たすものとする。

なお、公共建築物の発注に当たっては、木材調達に配慮した工程計画を立てるとともに、材工分離発注の採用等、発注方式についても検討を行うものとする。

また、民間の建築物等における木材利用に関し、近接した地域にある森林から生産され、製材・加工された木材を利用することは、木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量を抑制し、環境負荷の低減に寄与するとともに、地域経済の活性化に資することが期待されることから、県産材が優先的に使用されるよう情報提供及び普及啓発に努めるものとする。

2 建築物等を整備する者への要請

県は、市町及びその他建築物を整備する者に対して、その整備する建築物や実施する 公共工事等において、この方針を踏まえた積極的な木材の利用を要請するものとする。

3 木材利用に係るコスト面で留意すべき事項

(1) 建築材料としての木材利用のコスト

建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工

夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

(2) 建築物以外の木材利用のコスト

公共土木施設及びその他の工作物を整備する者及び備品や消耗品を購入する者は、 購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

また、建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー(これらに付随する燃料保管施設等を含む。)の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮するものとする。

第7 木材利用の推進に関する目標

1 県が整備する公共建築物における木材利用の目標

県が整備する公共建築物における目標については、別記1に定める。

2 民間における木材利用の目標

県は、民間の事業活動等において幅広い分野で木材利用が推進されるよう、木材利用に 係る情報発信や普及啓発等に取り組むものとする。

なお、民間における木材利用の目標については、別記2に定める。

第8 取組結果の公表

県は、第7の1の県が整備する公共建築物における木材利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他のこの方針に基づく建築物等における木材利用の推進に向けた措置の実施状況を毎年1回取りまとめ、三重の森林づくり基本計画に基づく実施状況報告とあわせて議会に報告するとともに、公表するものとする。

第9 体制の整備

1 関係主体との協議の場の整備に関すること

県は、条例第17条第1項に規定する木材利用の推進に関する取組の円滑かつ効果的な 実施を図るため、県及び市町、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事 業者、教育関係者等の関係主体が相互に連携・協力することができるよう、別記3に示す 協議の場の整備に努めるものとする。

2 県の部局等を超えた体制の整備に関すること

条例第17条第2項に規定する県の部局等の枠を超えて総合的かつ計画的に推進するために必要な体制については、別記3のとおりとする。

(注) この方針において、

- ・「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、 柱、梁、桁等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- ・「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠、作り付けの設備等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- 「県産材」とは、三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。
- ・「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の規格基準に適合することを『「三重 の木」利用推進協議会』により認証された木材製品をいう。

附則

- この方針は、平成22年12月13日から運用する。
- この方針は、平成29年10月 2日から運用する。
- この方針は、令和 3年10月 1日から運用する。
- この方針は、令和 4年 7月26日から運用する。

別記1 県が整備する公共建築物における木材利用の目標

項目	目標	定義
低層の 木造化 施設率	100%	「木造化施設」とは、建物の新築、増築又は改築(以下「新築等」という)に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁等の体積の5割以上に木材を利用した施設をいい、新築等された施設に占める木造化施設の割合を「木造化施設率」という。また、木造とその他の部材との混合構造の場合は、床面積比で5割以上について、上記の要件を満たすものを木造化施設とする。なお、木造化施設率算定の対象は、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層(3階建て以下)の公共建築物とし、施設が必要とする機能等の観点から、木造化が困難な施設(※注1)については、対象外とする。
木質化 施設率	100%	「木質化施設」とは、建築物の新築等に当たっては、玄関、受付、ロビー、教室、廊下等、県民の目に触れる機会が多い場所(火気や水、薬品等を使用するなど木質化がなじまない箇所は除く)等において木質化が行われた施設を、また、模様替えに当たっては、その内容に応じて可能な限り木材を利用した施設をいい、新築等又は模様替えが行われた施設に占める木質化施設の割合を「木質化施設率」という。 なお、木質化が困難な施設(※注2)については、木質化施設率算定の対象外とする。

※注1 木造化が困難であるとされる施設に係る例示については、以下のとおり。

- ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
- ・危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- ・博物館内の文化財を収蔵し、又は展示する施設
- ・その他、機能等の観点から木造化がなじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される施設(水や薬品等に対する耐久性や重荷重に対する性能等が必要とされる施設等)

この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求めない建築物については木造化を推進

する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その 文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

※注2 木質化が困難な施設とは、施工内容等(防水改修工事や修繕工事等)により木質 化が可能な工事箇所がない施設をいう。

別記2 民間における木材利用の目標

項目	目標	定義
新たに木づかいに取り組む 民間事業者等の数	80 者 (2028 年度目標)	新たに木づかいに取り組む 民間事業者等の数とは、三重 県「木づかい宣言」事業者登 録制度に基づく登録を行う事 業者の数をいう。

別記3 体制の整備

みえ木材利用方針第9に規定する体制の整備は次のとおりとする。

項目	関係主体	推進体制・組織等
関係主体との協議 の場の整備に関す ること	市町県	三重県営繕主管課長会議
	森林·林業関係団体 木材産業関係団体 建築設計関係団体 建設関係団体 森林教育関係団体 消費者関係団体 学識経験者 県(県土整備部) 県(農林水産部)	三重県木材利用推進連絡会
県の部局等を超え た体制の整備に関 すること	県庁内各部局	三重県県産材利用推進本部